

# 令和5年度 所得・課税証明書

入手先：市区町村

## 証明書見本

××年度		A 市民税・県民税課税証明書									
B 住所	〇〇市〇丁目〇-〇										
氏名	〇〇 〇〇										
賦課期日の住所	〇〇市〇丁目〇-〇										
C ××年度 所得の内訳 （給与収入） 給与所得 （公的年金収入） 雑所得 不動産所得 株式等譲渡所得 合計所得金額 * * 以下余白 * *		医療費控除 社会保険料控除 生命保険料控除 扶養控除 基礎控除 所得控除計 * * 以下余白 * *	×××円 ×××円 ×××円 ×××円 ×××円 ×××円 * * 以下余白 * *								
		所得控除の内訳									
		課税標準額 総所得金額 株式等譲渡所得 年税額 税額控除（市民税） 税額控除（県民税） 均等割（市民税） 均等割（県民税） 所得割（市民税） 所得割（県民税）									
		扶養人数 扶養人 老人 同居 16歳未満 特別（内同居） その他 本人 特別障害 その他 寡婦（夫） 勤労学生									
扶配	老人 人	老人 人	同居 人	16歳未満 人	特別（内同居） 人	その他 人	本人 人	特別障害 人	その他 人	寡婦（夫） 人	勤労学生 人

## 無職・無収入の方及び、学生の方も提出が必要です

- A 市区町村によって、証明書の名称及び様式等が異なる場合がありますので、あらかじめ確認をお願いします。

証明書の名称例 ⇒ 所得・課税証明書、非課税証明書、所得証明書 等

- B 必ず調査対象者（被扶養者）の提出をお願いします。

- C 必ず「前年収入の内訳（※）」が記載されているものを提出してください。

- ・令和4年1月～12月の間、無職・無収入の方が証明書を発行を希望する場合、窓口での申告が必要になる場合があります。その際、発行に1カ月ほど有する場合もありますので、お早めにお住いの市区町村にご確認ください。

（※）給与収入や年金収入は、所得金額ではなく総支給金額を確認します。

重要!

この証明書では受付できません

### 【留意事項】

××年度		非課税証明書	
住所	×××	×××	×××
氏名	×××	×××	×××
生年月日	×××	×××	×××

上記のものは、地方税法の規定により、××年度の市県民税が非課税であることを証明する。

市県民税課税証明書					
住所	×××	氏名	×××	市県民税	額
市民税	均等割税	所得割税	均等割税	市県民税	額
×××	×××	×××	×××	×××	×××

上記のとおり相違ないことを証明します。  
×××年××月××日

収入の内訳が記載されていない、上記の証明書では受付できません。

資格確認調査で確認させていただくのは、「被扶養者の収入状況」です。

【非課税の対象の方 = 無職・無収入】ではない場合もございますので、必ず収入の内訳が記載されている証明書の提出をお願い致します。

# 「所得・課税証明書」に関するよくある質問

Q 前年よりも前から無職・無収入ですが、証明書の提出は必要ないですか？

A 前年よりも前から無職・無収入の場合でも、所得・課税証明書の提出は必要です。  
収入の内訳が記載されている証明書にて、収入がないことを確認致します。

Q 所得・課税証明書の代わりに、前年分の源泉徴収票を提出してもいいですか？



A 複数の勤務先で就業している可能性がある為、原則、源泉徴収票での受付はできません。

Q 所得・課税証明書に記載されている収入金額が、扶養認定基準額（※）を超えていました。被扶養者の資格は継続できますか？

（※）年間130万円未満（60歳以上または障害年金受給者は180万円未満）

A 繰り返します。

扶養認定基準額を満たしていないと判断し、原則、被扶養者の資格削除の対象となります。

ただし、やむを得ない事情（新型コロナウイルスのワクチン接種業務に従事していた等）がある場合は、健保にて「一時的な収入増である」かの確認を行い、資格継続可否を判断致します。



Q 今年の1月1日時点で日本に住民票がなかった為、所得・課税証明書が発行できないと言われました。何を提出したらいいですか？

A • 前年1月～12月に収入がない場合は、「被扶養者の収入に関する確約書」（※1）を記入し、提出してください。  
• 前年1月～12月に収入がある場合は、収入金額が確認できる書類（※）も併せて提出してください。

（※1）対象者にのみ調査票に同封しています。

（※2）外国語で記載されている場合は、翻訳文（近親者以外の第三者が翻訳し、署名したものが必要）